

## 介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める意見書

超高齢社会を迎える中で、介護労働者の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっている。厚生労働省が発表した介護人材需給推計では、団塊の世代が75歳以上となる2025年には37.7万人が不足するとしている。2015年4月の介護報酬改定では、介護職員の賃金改善を促進するために、介護職員処遇改善加算が強化された。しかし、基本報酬が引き下げられ、介護サービス事業者は厳しい事業運営を強いられており、これ以上の処遇改善を事業所に委ねることは困難である。人材不足は地域の介護施策に深刻な影響を与えるため、国の施策として人材確保・離職防止対策を推進するよう求める。

介護施設の人員配置基準は、利用者3人に対して看護・介護職員1人以上となっているが、多くの施設では利用者の安全や必要最低限の介護を提供する体制を確保するため、基準以上の職員を配置している。法定基準を引き上げて勤務環境の改善を図る事は離職防止をすすめる上でも重要な課題となっている。

介護労働者の処遇改善や安全・安心の介護を確保する職員体制の確立は、介護報酬の範囲内で対応することとされています。しかし、各種介護サービスの基本部分に関わる介護報酬は、この間の介護報酬改定で大幅に引き下げられており、これ以上、事業所の努力に委ねることは困難である。一方で、介護報酬を引き上げれば介護給付の増大や保険料負担の増加を招き、介護保険制度の持続可能性を損なう恐れがある。従って、介護労働者の処遇改善や人員配置基準の引き上げは国の責任で行うことを要望する。

国においては、一億総活躍社会、「介護離職ゼロ」を目指すとともに、介護労働者の人材確保・離職防止対策、および安全・安心の介護を実現していくために、下記の事項について国に要望する。

- 1 介護職員をはじめとする、介護現場で働くすべての労働者の処遇改善を図ること。
- 2 介護保険施設の人員配置基準を利用者2人に対して介護職員1人以上に引き上げること。夜間の人員配置を改善すること。
- 3 上記の項目の実現を図るため、国費で費用を賄うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月11日

長野県上伊那郡南箕輪村議会  
議長 原 悟 郎

(宛 先)

内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣